

リバーサイド笠松園 短期入所生活介護
ご利用料金のご案内（令和 7 年 6 月改定）

✿施設の概要

- ・施設の種類 指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所
- ・事業所番号 岐阜県 2170600593 号
- ・利用定員 16 人
- ・通常の送迎の実施地域 羽島郡 2 町（岐南町・笠松町）と岐阜市柳津町及び各務原市川島地区並びに当事業所より直線距離で5km未満

✿要支援の方の利用料金 負担割合2割の方

＜サービス利用料金（円）（1日あたり）＞

1. 併設型ユニット型 介護予防短期入所生活 介護費（Ⅰ）	要支援 1 1,058 円	要支援 2 1,312 円
2. サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）※	36 円	
3. 送迎加算 （片道につき）	368 円	
4. 看取り連携体制加 算	128 円	
	※看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族 に対して当該対応方針の内容を説明し同意を得ている場合に算定します。 ※死亡日及び死亡日以前 30 日以下について 7 日を限度として算定します。	
5. 処遇改善加算（Ⅲ） ※	1 から 4 の総単位数の 113/1000 円	
6. 居室に係る 自己負担額	2,050 円	
7. 食事に係る 自己負担額	1,750 円	

※ サービス提供体制強化加算と処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象外です。

※4 については加算条件に該当した場合、算定します。

※要支援 1 の方が連続して 30 日を超えて利用される場合、31 日目以降、「1. 併設型ユニット型
介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）」の料金から 1 日あたり 52 円減額となります。

※要支援 2 の方が連続して 30 日を超えて利用される場合、31 日目以降、「1. 併設型ユニット型
介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）」の料金から 1 日あたり 66 円減額となります。

○通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域以外の地区にお住まいの利用者で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと事業所との送迎費用として保険給付額以外に、下記の料金をいただきます。

当事業所より直線距離で 5km 以上 片道 500 円

✿当事業者の滞在費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は、滞在費・食費の負担額が軽減されます。（介護保険負担限度額認定証をお持ちの方）

区分	負 担 限 度 額				⑤ ①②③④以外の方 (第4段階)
	世帯全員が市町村民税非課税者で				
	①生活保護受給者 (第1段階)	②課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方 (第2段階)	③課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超 120万円以下 (第3段階①)	④課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円を超える方 (第3段階②)	
朝食単価	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円
昼食単価	730円	730円	730円	730円	730円
夕食単価	660 円	660 円	660 円	660 円	660 円
食 費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,820円

滞在費	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円	2,050 円
------------	--------------	--------------	----------------	----------------	----------------

※ ①②③④について世帯が違っていても配偶者が市町村民税を課税されている場合は対象外です。

※ ②③④について預貯金等が一定額以下であることが条件です。

②年金収入等 80 万円以下（第 2 段階）	単身 650 万円、夫婦 1,650 万円
③年金収入等 80 万円超 120 万円以下 （第 3 段階①）	単身 550 万円、夫婦 1,550 万円
④年金収入等 120 万円超（第 3 段階②）	単身 500 万円、夫婦 1,500 万円

※ 1 日の食費の負担額は、1,750 円となりますが、食事の利用状況（朝、昼、夕）及び負担額の軽減により、お支払額は各食単価の合計金額又は食費のうち、低い方の金額となります。

✿お問い合わせ先

〒501-6062 岐阜県羽島郡笠松町田代 621 番地の 1

TEL (058) 388-5224 FAX (058) 388-5225

HP アドレス <http://www.h-fukuiyu.or.jp>